

厚生労働省

組織の名称	職業安定局
所掌事務	雇用の安定、再就職の促進に全力で取り組んでいるほか、経済・産業構造の転換に的確に対応して、新規・成長分野を中心とした雇用機会の創出、雇用のミスマッチの解消などを重点とした雇用対策を積極的に推進することにより、国民の雇用不安を払拭し、再び希望と活力にあふれた経済社会をつくりだすことを目指しています。
組織の名称	総務課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・職業安定局の所掌事務に関する総合調整に関すること。 ・政府が行う職業紹介及び職業指導に関すること。 ・公共職業安定所の行う業務の指導に係る事務の調整に関すること。 ・都道府県労働局における職業安定局の所掌に係る事務の実施状況の監察に関すること。 ・生活困窮者の雇用機会の確保及び職業の安定に関すること。 ・職業安定局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
組織の名称	訓練受講支援室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・政府が行う公共職業訓練の受講者及び修了者、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第二条に規定する特定求職者並びに教育訓練（雇用保険法第六十条の二の規定により厚生労働大臣が指定する教育訓練をいう。）の受講者及び修了者（以下「訓練受講者」という。）の職業紹介及び職業指導に関すること。 ・生活困窮者の雇用機会の確保及び職業の安定に関すること。 ・訓練受講者の職業の安定に関する政策の企画及び立案に関すること。 ・職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第七条の規定による職業訓練受講給付金に関すること。
組織の名称	公共職業安定所運営企画室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・公共職業安定所の行う業務の運営に関する企画及び立案に関すること。 ・公共職業安定所の行う業務の指導に係る事務の調整に関すること。
組織の名称	雇用政策課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。 ・労働力需給の調整に関すること。 ・職業の安定に関する政策の企画及び立案に関すること。 ・雇用量の増加その他雇用量の調整に関する企画についての関係行政機関との連絡に関すること。 ・雇用に関する情報の収集及び分析並びにその結果の提供に関すること。
組織の名称	労働移動支援室
所掌事務	・労働移動に関する政策の企画及び立案に関すること。
組織の名称	民間人材サービス推進室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の活用に関する政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 ・政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の発達、改善及び調整に関すること。

組織の名称	雇用保険課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府が管掌する雇用保険事業に関すること。 ・ 労働保険特別会計の雇用勘定の経理に関すること。 ・ 労働保険特別会計の雇用勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。 ・ 国家公務員その他国会の議決を経た歳出予算によって給与が支給される者に対し雇用保険法に規定する条件に従って行う退職手当の支給に関すること。

組織の名称	需給調整事業課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業紹介、労働者の募集、労働者供給事業及び労働者派遣事業の監督に関すること。 ・ 派遣労働者及び請負労働者の雇用管理の改善に関すること（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）。 ・ 労働者派遣を行う事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対する監督に関すること（港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るものを除く。）。 ・ 政府以外の者の行う労働力の需要供給の調整を図るための事業の事業主、派遣労働者、求職者その他の関係者に対する助言その他の措置に関すること（港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に係るものを除く。）。

組織の名称	外国人雇用対策課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府が行う外国人の職業紹介に関すること。 ・ 外国人の雇用に関する事項について事業主その他の関係者に対して行う必要な助言その他の措置に関すること。 ・ 外国人の職業の安定に関すること。

組織の名称	海外人材受入就労対策室
所掌事務	<p>出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の在留資格をもって在留する者、国家戦略特別区域法第十六条の四、第十六条の五又は第十六条の七の規定の適用を受けて出入国管理及び難民認定法第七条の二第一項の証明書の交付を受けた者その他これに類する一定の専門的知識及び技能を有する者として就労を認められた外国人の職業の安定に関すること。</p>

組織の名称	雇用開発企画課
	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。 一 高齢者の雇用の確保及び就業の機会の確保並びに高齢者等の再就職の促進に関すること（政府が行う職業紹介及び職業指導に関するものを除く。）。 二 政府が行う障害者の職業紹介及び職業指導に関すること（求人及び求職の結合に係る調整に関するものを除く。）。 三 障害者の雇用の促進その他の職業生活における自立の促進に関すること。 四 地域雇用開発促進法第二条第一項に規定する地域雇用開発に関すること。 五 雇用機会が不足している地域における雇用機会の確保に関すること。 六 高齢者等、障害者及び季節的に雇用される労働者の職業の安定に関すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用機会の確保に関すること。 ・雇用管理の改善に関すること（派遣労働者及び請負労働者に係るもの（建設労働者及び港湾労働者に係るものを除く。）並びに外国人の雇用に関する事項について事業主その他の関係者に対して行う必要な助言その他の措置に関するものを除く。）。 ・港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に関すること。 ・職業紹介事業者の行う職業紹介事業に係る介護労働者に関する相談援助その他の措置に関すること。 ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律第六条第一項に規定する高齢者等職業安定対策基本方針の策定に関すること。 ・障害者の雇用の促進等に関する法律第七条第一項に規定する障害者雇用対策基本方針の策定に関すること。 ・失業対策に関すること。 ・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の組織及び運営一般に関すること。 ・港湾労働者、介護労働者、炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者並びに就職が困難な者の職業の安定に関すること。

組織の名称	就労支援室
所掌事務	・炭鉱労働者及び炭鉱離職者、日雇労働者並びに就職が困難な者（高齢者等及び障害者を除く）の雇用機会の確保に関すること。

組織の名称	建設・港湾対策室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・建設労働者及び港湾労働者の雇用の改善に関すること。 ・港湾労働者の募集及び港湾運送の業務について行う労働者派遣事業に関すること。

組織の名称	高齢者雇用対策課
	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の雇用の確保及び就業の機会の確保に関すること。 ・高齢者等の再就職の促進に関すること（政府が行う職業紹介及び職業指導に関するものを除く。）。 ・高齢者等の職業の安定に関すること。

組織の名称	障害者雇用対策課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府が行う障害者の職業紹介及び職業指導に関すること（求人及び求職の結合に係る調整に関するものを除く。）。 ・ 障害者の雇用の促進・職業生活における自立の促進に関すること。 ・ 障害者の職業の安定に関すること。

組織の名称	地域就労支援室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における障害者の就職及び職場への定着の促進並びにこれらに関連する職業安定機関と関係行政機関その他の関係者との間における連絡、援助又は協力に関すること。

組織の名称	地域雇用対策課
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域雇用開発促進法第二条第一項に規定する地域雇用開発に関すること。 ・ 雇用機会が不足している地域における雇用機会の確保に関すること（農山村に係るものを除く。）。 ・ 季節的に雇用される労働者の雇用に関する援護措置に関すること。

組織の名称	労働市場センター業務室
所掌事務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 求人及び求職の結合に係る調整を行うこと。 ・ 労働市場に関する情報の収集及び連絡を行うこと。 ・ 雇用保険の被保険者及びこれを雇用する事業主に関する記録の作成を行うこと。 ・ 職業安定局の所掌事務に関する電子計算組織に関すること。